

介護保険施設等の整備計画について

1 平成28年度第1回既存数発表に対する事前相談

施設種別	法人名等	施設の概要			整備定員	備考
		施設名	住所	開設予定		
介護老人福祉施設	社会福祉法人 カリヨン福祉会	カリヨンの郷	海部郡蟹江町大字今字伊勢苗代1番1	平成28年10月	10	80床から90床に増床

2 平成28年3月31日現在の既存数(海部圏域)

	28年度整備目標 (必要入所定員総数) (a)	認可入所定員総数 (H28.3.31) (b)	28年度整備に 当たっての差引数 (a-b)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1,320	1,270	50
介護老人保健施設	1,122	1,018	104
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0
混合型特定施設入居者生活介護	342	278	64

3 海部圏域介護保険施設等の整備状況

(1) 介護老人福祉施設の認可状況

平成28年3月31日 現在

市町村名	法人名	事業所名称	事業所所在地	定員数	事業開始年月日	認可年月日
津島市	(社福)愛燦会	(特養)長寿の里	津島市江西町1丁目3番1	80	平成12年7月21日	平成12年7月21日
津島市	(社福)高久会	介護老人福祉施設 第二陽だまりの里	津島市寺野町字好土44番地	80	平成19年9月1日	平成19年9月1日
津島市	(社福)嘉祥福祉会	(特養)恵寿荘	津島市唐臼町半池72-6	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
愛西市	(社福)萬里の会	(特養)悠々の里	愛西市小茂井町字宮浦64-1	60	平成12年4月1日	平成12年4月1日
愛西市	(社福)亀泉会	(特養)佐織寿敬園	愛西市西川端町字南須原4番1	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
愛西市	(社福)貞徳会	明範荘(特養)	愛西市赤目町山之神30番地1	110	平成16年12月15日	平成16年12月15日
愛西市	(社福)愛知県厚生事業団	愛厚ホーム佐屋苑	愛西市大井町字浦田面268番地2	100	平成12年4月1日	平成12年4月1日
弥富市	(社福)弥富福祉会	(特養)輪中の郷	弥富市大藤町5番地3	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
弥富市	(社福)愛燦会	(特養)長寿の里・十四山	弥富市六條町大崎69番地1	80	平成19年4月1日	平成19年4月1日
弥富市	(医)あいち診療会	田舟(仮称)	弥富市又八二丁目128	60	平成28年10月予定	
あま市	(社福)嘉祥福祉会	(特養)あま恵寿荘	あま市二ツ寺西高須賀2番地	80	平成13年8月31日	平成13年8月31日
あま市	(社福)嘉祥福祉会	(特養)第Ⅱあま恵寿荘	あま市坂牧向江24番地	100	平成28年1月1日	平成28年1月1日
大治町	(社福)貴徳会	希望の郷・大治	大治町大字中島字中田103	120	平成27年4月1日	平成27年4月1日
蟹江町	(社福)カリヨン福祉会	(特養)カリヨンの郷	海部郡蟹江町今字伊勢苗代1-1	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
飛島村	(社福)博寿会	(特養)やすらぎの里	海部郡飛島村大宝字八島113番1	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
海部圏域 計				1,270		

(2) 介護老人保健施設の許可状況

平成28年3月31日 現在

市町村名	法人名	事業所名称	事業所所在地	定員数	事業開始年月日	許可年月日
津島市	(医)三善会	(老健)第一アミニティつしま	津島市東柳原町3-47-1	100	平成12年4月1日	平成12年4月1日
津島市	(医)三善会	(老健)第二アミニティつしま	津島市東柳原町3-45	88	平成12年4月1日	平成12年4月1日
津島市	(医)六寿会	(医)六寿会(老健)六寿苑	津島市南新開町1-112-1	100	平成12年4月1日	平成12年4月1日
津島市	(医)三善会	介護(老健)パピリオン	津島市葉苺町字綿掛56	100	平成14年9月2日	平成14年9月2日
津島市	(医)六寿会	介護(老健)第2六寿苑	津島市杵前町5-31-1	80	平成18年10月1日	平成18年9月29日
愛西市	(医)誠淑会	ハレルヤ園	愛西市西保町北川原179-145	30	平成25年1月1日	平成25年1月1日
弥富市	(医)服和会	ページブル弥富	弥富市鮫ヶ池二丁目223	80	平成26年11月1日	平成28年1月1日
あま市	(医)宝会	(医)宝会(老健)七宝園	あま市七宝町下田矢倉下1433	100	平成12年4月1日	平成12年4月1日
大治町	(医)藤枝会	(医)藤枝会(老健)四季の里	海部郡大治町西條字柳原37-1	100	平成12年4月1日	平成12年4月1日
蟹江町	(医)宝会	(医)宝会介護(老健)セーヌ蟹江	海部郡蟹江町須成西7-90-1	80	平成17年5月23日	平成17年5月23日
蟹江町	(医)尾張温泉かこえ病院	尾張温泉かこえ病院老人保健施設(仮称)	海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川東48-1	60	平成31年3月予定	
飛島村	(医)良斉会	介護(老健)ヴィラとびしま	海部郡飛島村服岡4-1-1	100	平成17年8月1日	平成17年8月1日
海部圏域 計				1,018		

(3) 特定施設入居者生活介護の指定等状況

平成28年3月31日 現在

介護専用型

該当なし

市町村名	申請(開設)者	事業所名称	事業所所在地	入居定員総数	指定済利用者数	圏域会議等調整済利用者数	施設区分	施設開設年月日	指定年月日	備考
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

混合型

市町村名	申請(開設)者	事業所名称	事業所所在地	入居定員総数	指定済利用者数	圏域会議等調整済利用者数	施設区分	施設開設年月日	指定年月日	備考
津島市	社会福祉法人高久会	軽費老人ホーム陽だまりの里	津島市下切町字見祢ツ11番地	100	80	0	軽費老人ホーム	平成10年8月15日	平成12年1月28日	
	有限会社介護ライフサポート	有料老人ホームみんなの家	津島市宇治町小切95	50	50	0	有料老人ホーム	平成16年8月1日	平成16年7月30日	
愛西市	セダー株式会社	アイディールケアホームさや団欒	愛西市西保町字六十坪41-1	15	15	0	有料老人ホーム	平成14年10月1日	平成14年9月27日	
	(福)貞徳会	明範荘養護老人ホーム	愛西市赤目町山之神30-1	50	34	0	養護老人ホーム	昭和37年10月1日	平成19年4月1日	
	アリス有限会社		有料老人ホームハイジの家	愛西市町方町大山田105	20	20	0	有料老人ホーム	平成25年8月1日	平成25年8月1日
ピーターラビットの家			愛西市町方町二ツ橋104	24	24	0	有料老人ホーム	平成20年2月1日	平成27年11月1日	
弥富市	株式会社グリーンライフ	有料老人ホームはびね弥富	弥富市前ヶ須町東勘助110-1	38	38	0	有料老人ホーム	平成15年2月1日	平成15年1月31日	
	株式会社サンメディック豊田	有料老人ホームゆたか	弥富市東中地1-17-4外	30	30	0	有料老人ホーム	平成25年8月1日	平成25年4月3日	
大治町	社会福祉法人大樹会	軽費老人ホームケアハウスルンビニ大治	海部郡大治町大字中島字大門先141	94	94	0	軽費老人ホーム	平成10年5月21日	平成18年3月16日	
蟹江町	株式会社ハルス	有料老人ホームはるすのお家蟹江	海部郡蟹江町西之森字長瀬下65-22	18	18	0	有料老人ホーム	平成16年10月1日	平成16年9月30日	
計				439	403	0	(a+b)×0.7		282	
					a	b	各施設ごとに×0.7		278	

介護保険施設等の指定等に関する取扱要領

(目的)

第1 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号、以下「法」という。）に規定する介護保険施設等（第2第一号から第三号に定めるものをいう。以下「施設等」という。）の認可、許可、指定及び届出の受理（以下「指定等」という。）に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領（平成14年4月1日）第1条及び第3条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等（以下「意見聴取及び連絡調整」という。）を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

《第2省略》

(既存数の公表)

第3 療養病床から転換したものを除く施設等については、高齢福祉課において毎年3月31日と9月30日現在の指定入所定員総数等（以下「既存数」という。）を明らかにした別表を公表する。ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に0.7を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

(事前相談)

第4 第2の各号に規定する指定等を受けようとする者（以下「設置予定者」という。）は、整備予定の施設等の概要を記載した事前相談票（介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設にあつては様式1及び様式1-1）を当該施設等が所在することとなる市町村（以下「当該市町村」という。）

及び福祉相談センターへ次の各号に定める日までに提出しなければならない。

なお、市町村が公募等により設置予定者を選定する場合、市町村が設置予定者に代わって事前相談票を福祉相談センターに提出するものとする。

- 一 前年度の3月末日の既存数が公表されてから当該年度の5月末日まで
- 二 当該年度の9月末日の既存数が公表されてから11月末日まで

2 福祉相談センターは、事前相談票の提出を受けるに当たり設置予定者に対し、整備又は指定等予定年度、土地・建物等の確保の方法及び事業運営方法等について確認するものとする。

また、当該市町村に対して、前項の各号の規定により提出のあった事前相談票の施設等の指定等が、当該市町村の法第117条に基づく介護保険事業計画（以下「市町村計画」という。）における利用見込量の範囲内であるかどうかの確認及びその他参考意見（様式2）を求めるものとする。

3 事前相談票につき当該市町村の確認及びその他参考意見等を求めた後、福祉相談センターは、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」及び「圏域保健医療福祉推進会議の運用について」（平成14年4月1日付け健康福祉部長通知）に定める幹事会及びワーキンググループに諮り事務局案を作成する。ただし、介護老人保健施設に係る事務局案作成に当たって、特に医療関係団体等との連絡調整が必要な場合には、福祉相談センターは、保健所に必要な情報を速やかに伝達し、協力依頼を行うものとする。

（意見聴取及び連絡調整の基準）

第5 第4第1項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画（以下、「県計画」という。）におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の老人福祉圏域（以下「圏域」という。）毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。

二 前号の規定にかかわらず、施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。

なお、県計画の当該計画期間を越える前倒し（最終年度の整備目標値を越える整備）については、圏域内の原則全市町村及び高齢福祉課が特別に必要と認めた場合に限るものとし、別に高齢福祉課で定める整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。

三 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率（当該市町村に設置されている施設の定員の合計数（着手しているものを含む。）／当該市町村計画上の利用見込量×100）の低い市町村に立地するものを優先することとする。

四 当該市町村計画の利用見込量を超える場合の調整に当たっては、別に定める施設等整備の基本事項、当該市町村における施設等の整備状況及び整備の考え方などを総合的に勘案するものとする。

ただし、同条件、同順位の場合は、抽選で決める。

五 第二号及び第三号の規定にかかわらず、当分の間、第2第三号に定める特定施設のうち混合型特定施設については、既に混合型特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設が老人福祉法の規定により既に届け出がされた入所定員及び入居定員又は認可された入所定員の数以内で混合型特定施設入居者生活介護の指定入居定員を増加させるものを優先することとする。

《以下第6から第14省略》